

(平成 27 年 12 月 24 日)

労働基準部からのお知らせ(12 月分)

ストレスチェック制度解説セミナー

平成 27 年 12 月 1 日から施行されたストレスチェック制度について、具体的な実施方法や関係法令について専門家が解説するセミナーを開催します（別添リーフレット参照）。

○日時 平成 28 年 1 月 14 日（木）13：45～17：00

○会場 神奈川県横浜市神奈川区金港町 7-3 代々木ゼミナール横浜校 2 号館
TKP 横浜駅東口ビジネスセンター 26E

○定員 100 名（参加費無料）

○申込み・問い合わせ先 ストレスチェック解説制度セミナー事務局

Tel：03-3211-0630 e-mail:stress-check@tokiorisk.co.jp

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内

安全優良職長厚生労働大臣顕彰

優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署での作業の安全を確保して優良な成績を挙げた平成 27 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の受賞者が決定しました（別添 顕彰基準参照）。県内の受賞者は、以下の 6 名です。

顕彰式典は、平成 28 年 1 月 12 日（火）に厚生労働省講堂にて行われます。

氏名	所属事業場名
荒井 俊喜	(有)渡部工務店
喜多村 眞	(株)浅岡工務店
土田 宏司	明誠建設(株)
真弓 一成	向栄電気工業(株)
佐宗 一敏	三菱化学ハイテクニカ(株)小田原テクノセンター
鈴木 茂人	東燃化学(合)川崎工場

安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が 10 年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において過去 5 年以上、休業 4 日以上の災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 顕彰の方法

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。